

第446号

2008

1月

広報



かでな

嘉



嘉手納中学校創立60周年記念式典



嘉

嘉手納中学校



迎春

今月の主な内容

- 新年のあいさつ ..... 2~3
- トピックス ..... 4~5
- お知らせ ..... 6~11
- ご寄付ありがとうございます ..... 9
- 町長の主な業務日誌 ..... 9
- トピックス ..... 12~13
- 情報掲示板 ..... 14~18
- 町民カレンダー ..... 19
- トピックス ..... 20~23
- ビヨビヨ写真館 ..... 24

嘉手納町の人口／男：6,743人 女：7,000人 合計：13,743人（5,019世帯）

● 出生／13人 ● 死亡／8人 ● 転入／50人 ● 転出／68人

前月との比較 [-13]

（平成19年12月1日現在）

嘉手納町ホームページアドレス

<http://www.town.kadena.okinawa.jp>



平成二十年、明けましておめでとございます。

町民の皆さまが、どのように新しい年をお迎えになったのか、思いを致しているところであります。人にも家庭にもそれぞれの過ぎ去った日々があり、同じ正月にしても、迎える思いは異なるのではないでしょうか。いずれにしても皆さまにとってこの新しい年が、夢と希望の広がる年であってほしいと願っております。

嘉手納町の中心部が変わりました。新町・ロータリー再開発事業が進み、確かな変化です。長期に亘る事業でした。事業内容とこの十年間を振り返ってみました。

## サンエー通り

平成十七年、具体的に動きはじめた新町・ロータリー地区の再開発事業は順調に進み、やがてすべてが完成します。平成十八年十月竣工した新町一号館には、琉球銀行をはじめ多数の企業が入居し、新町通りに面した再開発住宅にはすでに町民が入居しております。サンエー食品館も昨年十一月十七日にオープンし、

前の通りも「おつみ通り」改め「サンエー通り」と命名することになりました。今後、地元商店街と連携して相乗的に繁栄して行くことが期待されます。残留権利者が入居もしくは店舗として活用する

## 防災広場

ことになっております新町二号館は、この事業最後の施設建築物として工事が進み、三月までには竣工する予定になっております。

ロータリー地区では、目に見える形で建物が姿を現してきました。北側の生活サービス施設には温水プールをはじめとする健康増進施設や図書館、大ホール、子育て支援

センター、シルバー支援センター、外語塾等が配置され、内装工事が着実に進んでおります。南側の地域振興施設には「沖縄防衛局」と福岡入国管理局嘉手納出張所が入居することになっており、四月から業務を開始することになりました。ロータリー内には、その他権利者店舗、事務所、再開発住宅等建物が完成し、ロータリー交番、沖縄銀行、居酒屋、旅行社等が既に動きはじめました。住宅ゾーンには町民が再入居し、新たな生活が始まっております。

ロータリー内には、直径六十mの円形型の防災広場が出現します。全面張芝で樹木を植栽し、野外ステージ、トイレ、ジョギング可能な園路が出来上がります。



## 国道移設

昨年十一月三日、嘉手納ロータリーの路線が変更、新たな交通形態へと変わりました。戦後六十年余続いていた国道が移った歴史的に記念すべき日です。終戦直後、米軍の物資搬入等の便宜のために作られたものでしたが、役場が国道58号の南に移設されてからは、交通の難所となり、町民にとって極めて不便な障害物となっており、それが町の再開発事業に伴い、国土交通省が協働して進めてきた事業です。国道が振り替わったことにより、これまで分断されていた役場庁舎、警察署等が町民地域と一体化され、安全にして近く、便利になってきました。旧国道は間もなく町道と公共駐車場に変わって行きます。

## 島田懇談会



それにしてもよくここまで辿り着いてきたものです。平成八年八月「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」がスタートし、九月にいわゆる「島田懇談会」として事業開始のための現地調査、フリージング(説明)。十一月、梶山官房長官始め国の責任者が続々嘉手納町を訪れました。あれから十一年を経て完成。実に長い歳月でした。島田懇談会発足冒頭、嘉手納町から次の五つの試案を提出しました。

- ① 集積をはかるべく、基本的な考え方を示しました。
- ② 広大な土地を必要としない。
- ③ 環境汚染がない。
- ④ 人や技術の誘導。
- ⑤ 雇用の拡大。
- ⑥ 教育効果への期待。

## 躍進プラン

その上でこの町の生き残りをかけ、第三次総合計画の中で「嘉手納二十一世紀躍進プラン」を打ち立てました。

- ① 市外地再開発と政府機関の誘致。
  - ② 沖縄航空宇宙博物館。
  - ③ オーチヤードロード。
  - ④ 高度医療センター。
  - ⑤ 市街地住環境整備。
  - ⑥ 基地の実態に見合う交付金の新設。
- 懇談会では、「嘉手納町の提案は極めて熱度が高い」と評価し、内容を精査し、可能性あるものが事業に決まりました。ところが協議を重ねて行くうちに事業内容について、「再開発事業」等は可能性があるが「政府機関の誘致と交付金の新設については、懇談会事業に馴染まない」として町独自で努力しなさいと突き放されてしまいました。

## 頭脳立地

二年間、断続的に協議を進めてきましたが、具体的な事業化は一向に進まなくなっていました。その間、嘉手納町の現状をふまえ、「耕す土地がなければ頭を耕そう」の掛け声のもと、頭脳立地と産業

## 難題山積

それでも約二年間の足踏みが続き、進展が見られませんでした。こ

## 東京会議

一挙に事が決したのは、平成十年十月一日でした。「嘉手納二十一



世紀躍進プラン」を協議するため、九月三十日、四人の職員と共に上京しての東京会議でした。当日の会議で島田懇談会委員からは、「防衛施設局が入居するかもしれないかによって事業の内容が大きく異なってくる。その中核となる部分

## 協力に感謝

その間、実に多くの人の善意と熱心な協力をいただきました。経過の説明は短い記述ですが、私達にとって夢のある町づくりの成否をかけたドラマが詰まっています。今は亡き梶山静六先生、野中広務先生、岡本行夫首相補佐官、島田晴雄座長、稲嶺恵一作業部会長、島田懇談会のメンバー、町内の権利関係者、そして全く経験したことのない事業に関わった町職員たち、列挙すれば限りなく多くのひとがおります。この町の再生事業に力を尽くしていただいた方々に、心から感謝しお礼を申し上げます。

## 防衛局誘致

当初掲げた事業が危機に直面しました。会議終了後、直ちに官邸の古川官房副長官に面談を求め会議の状況を説明し、打開策を協議しました。その結果、防衛施設庁を訪れ、防衛施設局の移設の確認を急ぐべきという事になりました。



# 嘉手納中学校

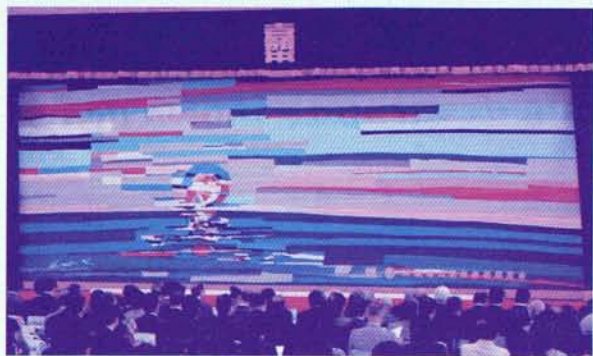
## 創立60周年記念式典

嘉手納中学校は、昭和二十二年に屋良初等学校として開設、翌年、昭和二十三年には嘉手納中学校として創設しその歴史が始まりました。

十二月八日には、創立60周年を祝う記念式典が同校体育館において盛大に開催されました。

式典は在校生等による古典音楽や四つ竹で華やかに幕が開けると、参加者で校歌を斉唱。多くの関係者や卒業生で嘉手納中学校の更なる発展を願い、誇り高い母校の門出を祝いました。

綴帳『朝日と夕日』



海は広い、世界は広い、そして、そこには常に夢が広がり希望がある。

嘉手納中学校の生徒が、海のような広い世界で活躍すること願い、海を題材に仕上げました。

沖展審査員 喜友名朝紀 作



創立60周年記念事業期成会からは車両が寄贈されました。



『創立60周年記念事業期成会会長の上地安重さん』



県立農林同窓会からは綴帳が寄贈されました。



『県立農林同窓会会長の古堅宗光さん』



## 第2回 町民ウォーキング大会



十二月九日、嘉手納町陸上競技場を出発地点に『人も地域もイキイキ ニコニコ 健やか長寿のまち 嘉手納』をめざして、第二回町民ウォーキング大会が開催されました。

『肥満は万病の元、ウォーキングでナイゾー脂肪』をキャッチフレーズに行なわれた大会には、五キロ・三キロの二コースに二百名余が参加しました。

当日は天気にも恵まれ、参加者の皆さんは、町内の景色を楽しみながら、爽やかな汗を流しました。

## 研修終了式&送別会

十二月五日、平成十九年度海外移住者子弟研修生の研修終了式並びに送別会が行なわれました。

式では、宮城町長から終了証書が授与されると、研修生の安次嶺恵奈さんと奥間オマル イグナシオさんのお二人からは、沖縄での三ヶ月間の研修報告が行なわれました。

日本語で報告を読み上げる二人に参加した関係者から拍手が送られると、何度モ何度モ『ありがとう』と言葉をつづり沖縄の皆さんとの別れを惜しむ涙を流しました。

二人は帰国後、沖縄で学んだことを世界のウチナーンチュ達に伝えることを約束し、来年開催されるブラジル／アルゼンチンの『沖縄移民一〇〇周年』での再会を呼びかけました。



①～④ 研修報告を行う研修生のお二人。

第二期食生活改善推進員養成講座の閉講式が十一月十三日に役場庁舎において行われました。九月から十一月までの三月間（二十時間）の養成講座には、「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、熱意ある十七名の皆さんが参加。

嘉手納町の現状を認識し、栄養・運動・休養のバランス・調理の理論と実習など、所定の課程を修了。

皆さんは、今後も地域の健康づくりについて、活動していく予定です。

## 第2期 食生活改善推進員養成講座 閉講式



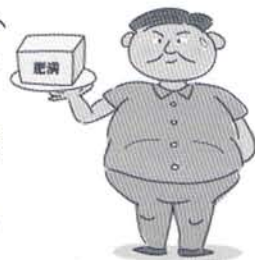
# 今年の目標をたてよう！

保健師  
だより

part44

新年明けましておめでとうございます。

2007年が過ぎ新年を迎えて、何かと慌ただしい日々を送っているかと思いますが、体調を崩してはいませんか？忘年会にたくさん参加し、最近は新年会が続いているという方も多いかと思います。楽しい席でついつい“食べ過ぎ・飲み過ぎ”しませんでしたか。食べ過ぎや飲み過ぎは内臓脂肪の蓄積を促進し、それによって糖尿病をはじめ、高血圧、高脂血症、動脈硬化、脂肪肝といった生活習慣病を引き起こすと言われています。また、お酒は少量ならリラックス効果がありますが、飲み過ぎると肝障害、胃潰瘍などの消化器の疾患、不整脈などさまざまな病気を引き起こす原因となっています。タバコは、本人だけでなく周囲の人にもガンや呼吸器疾患の発生を高めます。このように、体に良くないと分かっているのに、ついついやめられない事が皆さんにも1つくらいはあるかと思います。新しい年をきっかけにして、1年の始めに自分の目標をたててみませんか？



まず自分の健診結果や生活習慣（食事・運動・ストレス・タバコ等）を振り返る事から始めましょう。自分のつい陥ってしまいやすい生活習慣や癖・パターンに気付けば、そうなる前に回避する事ができるようになります。そして『生活習慣改善目標』を立てましょう。大切なのは、達成できないような無理な目標ではなく、少しの努力を日々積み重ねることで達成できる目標をたてる事です。そして、その目標を実現させるために自分に何ができるか、何をすべきかを考え、行動計画を立てましょう。小さいことからOK！計画通りにいかなくてもその都度計画を変更していけばそれもまたOK！！できることから始めましょう。

気持ちを行動に移すための秘訣は、行動を開始する日を決める事です。ついつい先に伸ばしてしまうのはよくあることですので、いつからスタートするのかを決めましょう。知人・家族・職場の人に宣言し、見守ってもらうのもよいでしょう。家族と一緒に目標・計画を立てて一緒に頑張るのもよい方法です。また、決めた目標を紙に書いて目に付くところに貼っておくのもよいでしょう。そして達成できた自分へのご褒美を考えるのもよい方法です。

「一年の計は元旦にあり」という言葉があります。今年こそはという目標・計画を立てて是非実践してみましょう。

☆今年の目標：《 》

例. 体重を1年で5 kg 減らす

☆具体的行動計画：《 》

例. エスカレーターやエレベーターを使わない  
1日8000歩歩く

☆目標達成した自分へのご褒美：《 》

例. かわいいシャツを1枚購入



# 教えて！国民健康保険 vol.43

## Q. 退職者医療制度って何ですか？

会社を退職した人の場合で厚生年金等へ加入している方へ

長い間、勤めていた会社などを退職し、現在国保に加入していて、国民年金以外の年金を受けている**65歳未満の人**、およびその被扶養者は「退職者医療制度」で医療を受けます。

### 対象年齢が変わります

| 平成20年3月末まで        | 平成20年4月より |
|-------------------|-----------|
| 老人保健(75歳以上)を受けるまで | 65歳未満の人   |

### 対象となる人

- ①国保の被保険者であって厚生年金や共済組合などから老齢(退職)年金を受けられる人で、その被保険者期間が合計して20年以上ある人。
  - ②40歳以降に国民年金以外の年金加入期間が10年以上ある人。
- ①②の配偶者および扶養家族が対象となります。

### 被扶養者とは？

退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の条件を満たす人です。

- ①国保の加入者で、65歳未満の人。
- ②年間の収入が130万円(60歳以上の人や障害者は180万円)未満の人。

### 届け先

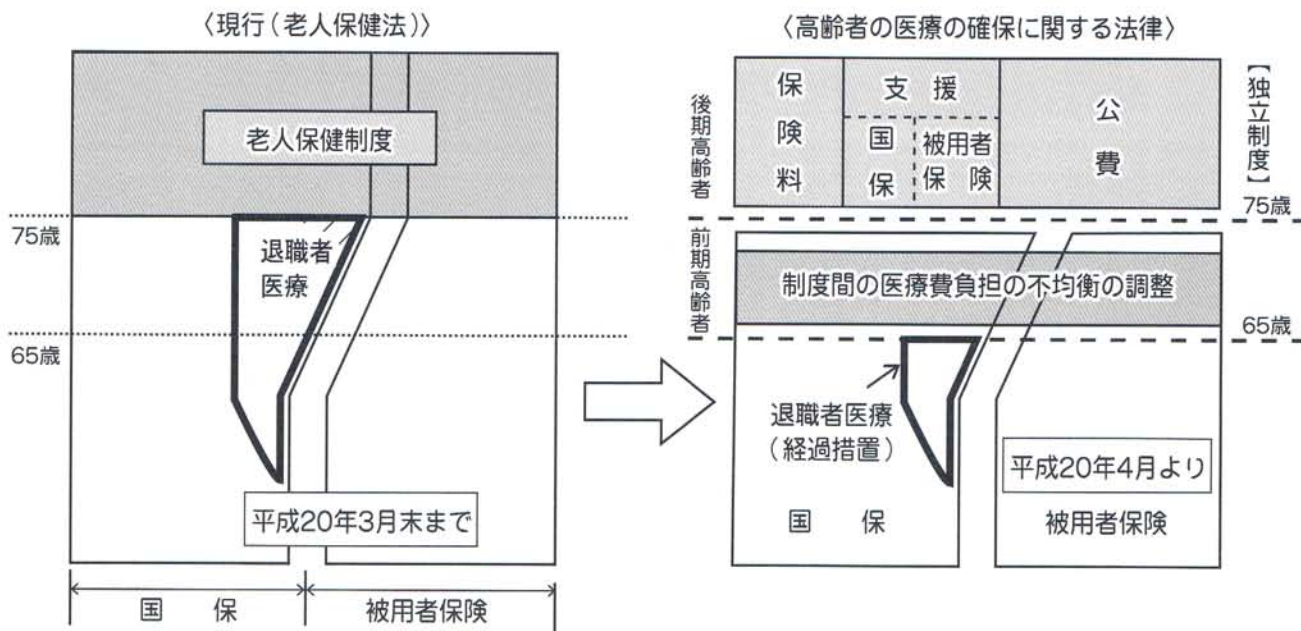
退職した人は、年金の受給権が発生した日が退職被保険者になる日です。年金をもらう手続きをすると**年金証書**が送られますので、**14日以内に**国保の窓口で届け出をして下さい。「**国民健康保険退職被保険者証**」が交付されます。

### 届け出に必要なもの

- 印鑑 ○年金証書
- 国民健康保険被保険者証

退職者医療制度では、自己負担や保険税などの他、職場の健康保険などからの拠出金も財源となっています。退職医療制度の対象となっているのに届け出が遅れると、拠出金が負担する分まで国保の負担になってしまいます。

みなさんの負担の軽減にもつながりますので、**対象になったら必ず届け出をしましょう。**



◎詳しいことについては、嘉手納町役場 いきいき健康課 国民健康保険係の窓口へお尋ね下さい。

TEL 956・1111(内線160・161・162・163)



# あなたも私も20歳になったら国民年金 新成人のためのQ & A ~

年金  
だより

## Q 年金は年を取ったときのものですよね？

A それだけではありません。老齢基礎年金の他にも、病気やケガで障害が残ったときに受けられる障害基礎年金、一家の生計を支えていた加入者が亡くなった時に受けられる遺族基礎年金があります。若くして万一のことが起こったときでも、年金は経済的に保障してくれます。また寡婦年金や死亡一時金などがあります。

## Q 厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ないのでは？

A 厚生年金に加入している人は『第2号被保険者』といい、同時に国民年金にも加入していることになります。国民年金はすべての公的年金に共通するため、基礎年金ともいいます。

## Q 保険料は何年くらい納めるの？

A 国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納め、満額の老齢基礎年金が受けられます。40年に足りない場合はその分だけ減額されます。また、年金を受けるためには最低25年の納付済期間（3号期間、免除期間、カラ期間等含む）が必要です。

## Q 保険料を納められない時はどうすればいいの？

A 経済的に苦しくて保険料を納められないときのために「免除制度」があります。市町村年金窓口で申請し、定められた一定の基準を満たしていれば、保険料が免除されます。また「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」など納付を猶予する制度もあります。

## Q 将来、年金は本当にもらえるの？

A 公的年金制度は、国が責任をもって運営している制度です。適切な見直しを行っていますのでキチンと納めていれば年金は必ず受けられます。ご安心下さい。

※20歳になったら、国民年金保険料の納付・免除申請の手続きをお願いします。

\*\*\*\*\*

### 公的年金等の源泉徴収票の送付について

老齢年金を受けている人には1月末までに、社会保険業務センターから『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。

平成19年中の支払金額は、2月定期支払分から翌年の1月随時支払い分までで、介護保険料を差し引く前の金額が記載されています。そのため、現在受け取っている年金額とは相違しますのでご注意ください。（年金から差し引きされた介護保険料は、社会保険料控除の対象となるため、源泉徴収税額から控除してあります。）

公的年金以外に収入のある人、医療費控除が受けられる人などは確定申告をしてください。また、扶養親族等申告書を提出していない人や扶養親族に変更がある人も確定申告が必要です。

もし、源泉徴収票が1月末までに届かない場合や紛失してしまったときは住所地を管轄する社会保険事務所で再発行できますので年金証書をもって手続きをしてください。なお、遺族年金・障害年金を受けている人には税金がかかりませんので、源泉徴収票は送られません。

◎詳しくは、国民年金係までお問い合わせください。

嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL956-1111 内線（141・147）



平成19年11月の利用統計  
各区分貸出冊数(冊) 開室日数: 24日

\*きんいろのライオン

009

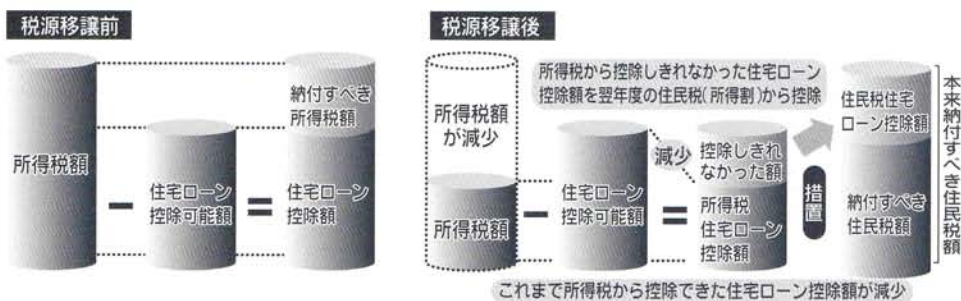
**申告が  
必要です!**

## 所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

控除しきれなかった分は  
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告期限  
**平成20年  
3月17日  
まで**



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、**毎年申告が必要となります。**

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方 | 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法 |
| 所得税の確定申告をされない方      | 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出    |
| 所得税の確定申告をされる方       | 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出  |

**申告が  
必要です!**

## 平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを「受ける方」については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

**所得変動に伴う住民税の還付を受ける  
ためには申告が必要となります。**

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期限  
**平成20年  
7月1日~31日  
まで**

申告先  
**平成19年1月1日現在  
お住まいの市区町村**

平成19年から税源移譲によって、  
所得税・住民税が変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの方は、平成十九年一月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。

# 住宅ローン控除 Q&A



**Q**「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

**A**「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

**Q**「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

**A** 給与対象者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

**Q**「平成19年以降に居入った場合は？」

**A**「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。

（「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています。）

## 住宅ローン控除モデルケース ●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

申告しないと…

| 税源移譲前 | 税 額     | 住宅ローン控除額 | 負 担 額   |
|-------|---------|----------|---------|
| 所得税   | 263,000 | 263,000  | 0       |
| 住民税   | 196,000 | 0        | 196,000 |
| 合 計   | 459,000 | 263,000  | 196,000 |

申告すれば…

| 税源移譲後 | 税 額     | 住宅ローン控除額 | 負 担 額   |
|-------|---------|----------|---------|
| 所得税   | 165,500 | 165,500  | 0       |
| 住民税   | 293,500 | 0        | 293,500 |
| 合 計   | 459,000 | 165,500  | 293,500 |

申告しないと…

| 税源移譲前 | 税 額     | 住宅ローン控除額 | 負 担 額   |
|-------|---------|----------|---------|
| 所得税   | 263,000 | 263,000  | 0       |
| 住民税   | 196,000 | 0        | 196,000 |
| 合 計   | 459,000 | 263,000  | 196,000 |

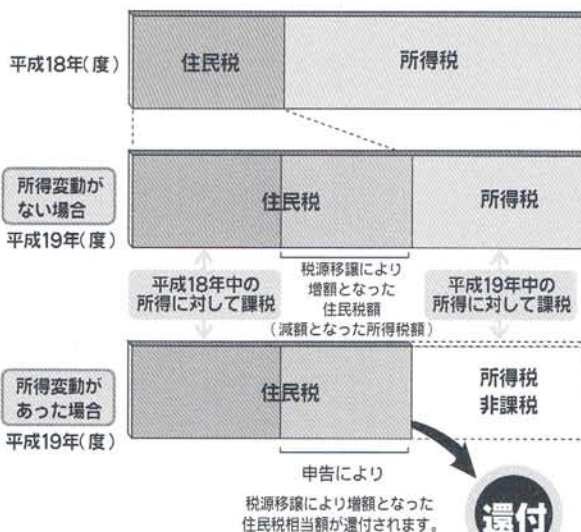
申告すれば…

| 税源移譲後 | 税 額     | 住宅ローン控除額 | 負 担 額   |
|-------|---------|----------|---------|
| 所得税   | 165,500 | 165,500  | 0       |
| 住民税   | 293,500 | 97,500   | 196,000 |
| 合 計   | 459,000 | 263,000  | 196,000 |

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。



## 所得変動のモデルケース ●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位:円)

|     |          |          |                                  |
|-----|----------|----------|----------------------------------|
|     | 平成18年(度) | 平成19年(度) | 平成19年の収入が減少した場合<br>↓<br>還付されます!! |
| 所得税 | 220,000  | 122,500  |                                  |
| 住民税 | 130,000  | 227,500  |                                  |
| 合 計 | 350,000  | 350,000  |                                  |

|     |                         |        |
|-----|-------------------------|--------|
|     | 平成19年(度) 収入なし           | 差 額    |
|     | 税源移譲前の税率を適用 税源移譲後の税率を適用 |        |
| 所得税 | 0                       | 0      |
| 住民税 | 130,000                 | 97,500 |
| 合 計 | 130,000                 | 97,500 |

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなった方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない方には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上にある方に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

問い合わせ先: 嘉手納町役場 税務係 TEL 956-1111(内線131~132)

# なかゆい市★泡盛まつり

十一月三十日、ロータリー再開発地区第二駐車場において『なかゆい市★泡盛まつり』が開催されました。

同イベントは嘉手納国道通り会・嘉手納町飲食業組合が主催。協賛酒造所（10酒造所）からは、振る舞い酒が提供されました。

当日は、苗木やお菓子の無料配布が行なわれたほか、音楽ライブやフラメンコショーに大抽選会など多彩な催しが行われ会場が盛り上がりました。



十二月六日、『二〇〇七年嘉手納町商店街イルミネーション』（主催：同実行委員会）の点灯式が行なわれました。

『きれいだね 楽しいね みんなで行こうよ』をキャッチフレーズに展開したこのイベントは、嘉手納町商店街の活性化を図ることを目的に開催。期間中、商店街ではバザーや割引セール等を実施。通りを彩るイルミネーションは街行く人の目を楽しませました。

## スイッチオン



## 親子で楽しむ

十二月七日、子育て支援センターにおいて『☆クリスマス☆寄せ植え講座』が行なわれました。

子育て広場の中で開催した同講座には、仲本勝之さん【かでな振興（株）】を講師に迎えて実施。はじめは戸惑っていた参加者も仲本さんの丁寧な説明を受けると、親子で楽しく寄せ植えを行い、お気に入りの作品が出来上がりました。

最後はみんなでハイ☆チー  
ズ!!



## ——シンポジウム—— 「米軍再編と どう向き合うか」

十二月一日、中央公民館において『米軍再編とどう向き合うか——沖縄中部地区の課題——』についてのシンポジウムが開催されました。

シンポジウムでは「基地を抱える中部地区行政の現状と課題」について、各首長からの報告や、「自治体の基地対策と今後の展望」についてのパネルディスカッション等が行なわれました。

当日は、嘉手納町民を始め多くの方々が会場を訪れ、シンポジウムの内容一つひとつに真剣な眼差しで耳を傾けました。



## モータープール

十一月二十六日、飲酒運転根絶を目的とする『嘉手納地区モータープール・鍵預かり運動出発式』が嘉手納警察署前で開催されました。

嘉手納警察署管内では「嘉手納地区モータープール連絡協議会（自動車運転代行業者、10業者）」の皆さんの協力で、運転代行利用の待ち時間短縮が図られる他、居酒屋等飲食店の協力で「鍵預かりボード」を設置。飲酒時には運転を代行できる家族や代行業者に連絡します。代行業者についてはモータープールと連携して実施していきます。



嘉手納モータープール  
電話 090-6427-8331

## 子ども

### ——110番の家——

#### 委嘱式

十一月三十日、屋良小学校において「こども110番の家（太陽の家）」委嘱式が行なわれました。

この取り組みは、通学途中の児童を犯罪から守ることが目的。委嘱された民家や商店は、事件事故が発生した際の児童の避難場所として利用されます。

今回、屋良小学校全校児童の前で委嘱を受けたのは二十一箇所、委嘱状及び「こども110番の家」掲示プレートが交付されました。



おめでとうございます



## 優秀賞

「家族で読み聞かせ」  
小林裕佳（屋良小学校）



## 表彰

### 善行青少年 青少年育成功労者

『第二十八回沖縄県青少年育成大会』が県庁講堂において十一月二十一日に開催され、嘉手納町から善行青少年に真謝博哉くん（嘉中三年）、青少年育成功労者に山内昌盛さん（青少年指導員）、家庭の日絵画・ポスターの部では小林裕佳さんが優秀賞に選ばれ、それぞれ表彰を受けました。

また、受賞者の皆さんは十一月二十九日に真喜屋教育長を表敬訪問し、受賞の喜びを報告しました。

# 見たい 知りたい ① ～インフォメーション～ 情報掲示板



## いもっち君を探せ!!

『広報かでな』の中にいもっち君がかけているよ(ーー)  
あなたはいつ見つけることができるかな!?  
全部で5カ所かかっているよ!  
答えは18ページを見てね(>△<)!!



## お知らせ

### 嘉手納町産業まつり

「まーさんどーどーどーどーかてなーむんや」  
おいしい野国紅いも野菜がどっさり!

と き：平成20年1月26日(土) 午後 1時～午後6時  
1月27日(日) 午前10時～午後5時

ところ：道の駅「かでな」

主 催：嘉手納町産業まつり実行委員会  
(嘉手納町農業団体連絡協議会、JAおきなわ嘉手納支店  
嘉手納町商工会、道の駅「かでな」、嘉手納町役場)

## 沖縄税務署からの「お知らせ」です!

沖縄税務署 ☎098-938-0031(代表)



確定申告会場はこちらです!  
沖縄税務署

沖縄商工会議所ホール  
沖縄市中央4-15-20

平成19年分所得税等の確定申告会場は  
「沖縄商工会議所ホール」です!

開設期間：平成20年2月1日～3月17日  
土・日・祝日を除く

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

# e-Tax

国税電子申告・納税システム

## 中部の情報発信源

生活者参加型ポータルサイト

『mainichi chubu(まいにち、ちゅうぶ)』

『 mainichi chubu』

(まいにち、ちゅうぶ)

(<http://maichu.jp/>)

ITを活用し、地域の

目線でリアルなロー

カル情報をインター

フェイス上にて「見

て、体験」の仕組みを構築。

「おとずれる人、ふれる人」の交流を  
促進する魅力満載の「中部のポータル  
サイト」です。



中部広域市町村圏事務組合

TEL: 932-1685



平成19年 高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種料金の一部補助実施中! 平成20年2月29日まで!

# 平成20年度臨時職員等登録募集のお知らせ！

嘉手納町では、平成20年度臨時職員及び嘱託員の登録を受付します。

この登録制とは、あらかじめ働きたい職種を登録していただいた方の中から、審査後採用するものです。

{ただし、臨時職員(保育士及び幼稚園教諭以外)については町内に住民登録し、在住している方に限ります。}

## ● 登録申請に必要な書類

- 1.登録申請用履歴書(町役場総務課にあります。)・・・写真(3cm×4cm)貼付
- 2.資格を証明する書類の写し(資格を要する職種の場合:例 保育士、保健師等)

## ● 登録申請受付期間

平成20年1月10日(木)から平成20年3月7日(金)までです。町役場総務課に置いてある「登録申請用履歴書」により申し込んでください。(受付時間8:30~17:15)

## ● 登録できる期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間登録します。  
ただし、就職等により登録を取り下げする場合は、早めに総務課人事係へご連絡ください。

## ● 選考審査及び採用

登録されている方の中から、面接審査及び書類審査の方法により必要に応じて各担当課が選考します。  
採用がある場合は各担当課から連絡があります。

## ● 注意事項

登録をされても期間内に採用されない場合があります。その場合は連絡致しませんので、ご了承ください。

## ● 雇用期間、待遇及び条件等

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの必要とする期間。  
賃金等及び勤務条件は、嘉手納町臨時職員管理規程及び嘉手納町嘱託員設置要綱に基づく。

## ● 登録の職種等(平成20年4月1日現在)

### 1 臨時職員の職種及び登録資格

- ア 一般事務職・・・高卒以上の学歴を有する者  
イ 保育士(県内に住民登録かつ在住し、通勤できる方)・・・保育士有資格者  
ウ 幼稚園教諭(県内に住民登録かつ在住し、通勤できる方)・・・幼稚園教諭免許取得者  
エ 教育サポーター オ 生徒指導補助員 カ 学校開放管理指導員  
キ プール管理人 ク 道路・公園清掃員 ケ 学校用務員  
コ 給食センター調理員 サ マイクロバス運転手・・・大型免許取得者

### 2 嘱託員の職種及び登録資格 (県内に住民登録かつ在住し、通勤できる方に限ります。)

- シ 保育士業務嘱託員(障害児保育)・・・保育士、養護教諭、小学校教諭等の有資格者又は免許取得者で、障害児施設等で1年以上勤務経験を有する者  
ス 保健師・正(准)看護師・・・・・・保健師・正(准)看護師免許取得者  
セ 国民健康保険指導員(納税指導)・・・・高卒以上の学歴を有する者で普通自動車運転免許取得者  
ソ 国民健康保険指導員(健康指導)・・・・保健師、正(准)看護師免許取得者  
タ 診療報酬明細書点検事務嘱託員・・・・医療事務士等有資格者  
チ 建築技術業務嘱託員・・・・・・一級・二級建築士等有資格者  
ツ 土木技術業務嘱託員・・・・・・一級・二級土木施工管理技士、測量士等有資格者  
テ 中央公民館図書室司書業務嘱託員・・・図書館司書免許有資格者  
ト 学校図書館司書業務嘱託員・・・・・・図書館司書免許有資格者  
ナ 学校パソコン指導員・・・・・・ワード、エクセル、アクセス及びHP作成の指導が可能で、PCのハード及びソフトのセットアップを行える方。  
ニ スポーツトレーナー・・・・・・指導経験を有する者  
ヌ 管理栄養士・・・・・・管理栄養士資格取得者  
ネ 教育相談員、適応指導教室指導員・・・教員免許保持者、又は教育相談経験者で、生徒指導・カウンセリング等に関し専門的な知識と経験を有する者  
ノ スクールカウンセラー・・・・・・臨床心理士有資格者  
ハ 保育看護師(保育所0才児担当)・・・・正看護師免許取得者  
ヒ 高齢者運動指導員・・・・・・運動療法士及び同等の資格保持者又は経験を有する者(高齢者事業)  
フ 保健師(地域包括支援センター等)・・・保健師免許取得者  
ヘ 正看護師(地域包括支援センター等)・・・正看護師免許取得者  
ホ 介護支援専門員(地域包括支援センター等)・・・介護支援専門員登録者(ケアマネ)  
マ 社会福祉士(地域包括支援センター等)・・・社会福祉士登録者  
ミ 精神保健福祉士(地域活動支援センター等)

※上記以外でも年度途中で新たな職種(別途資格が必要とされる職を除き)が発生した場合は登録者から随時採用します。

## 申請・お問い合わせ先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地 E-mail: soumu@town.kadena.okinawa.jp  
嘉手納町役場 総務部総務課 人事係 (TEL098-956-1111 内線221・222)





## お年玉

子ども達のお楽しみ  
大人にとっても・・・

## お知らせ②

### 沖縄県の最低賃金 守ろう！確かめよう！この最低賃金

沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

| (1)<br>地域別<br>最低賃金 | 最低賃金の件名    | 最低賃金額            | 適用範囲                                                                    | 効力発生年月日     |
|--------------------|------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                    | 沖縄県最低賃金    | 時間額 <b>618</b> 円 | 沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。<br>ただし、下記の産業別最低賃金対象業者に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。 | 平成19年10月28日 |
| (2)<br>産業別<br>最低賃金 | 畜産食料品製造業   | 時間額 <b>656</b> 円 | ○肉製品製造業<br>○乳製品製造業<br>○その他の畜産食品製造業                                      | 平成19年12月 6日 |
|                    | 糖 類 製 造 業  | 時間額 <b>664</b> 円 | ○砂糖製造業<br>○砂糖精製業<br>○ぶどう糖・水飴・異性化糖製造業                                    |             |
|                    | 清涼飲料、酒類製造業 | 時間額 <b>658</b> 円 | ○清涼飲料製造業<br>○清酒製造業<br>○果実酒製造業<br>○蒸留酒・混成酒製造業<br>○ビール製造業                 |             |
|                    | 新 聞 業      | 時間額 <b>705</b> 円 | ○新聞業                                                                    | 平成19年11月29日 |
|                    | 各種商品小売業    | 時間額 <b>648</b> 円 | ○百貨店<br>○その他の各種商品小売業                                                    | 平成19年11月30日 |
|                    | 自動車(新車)小売業 | 時間額 <b>650</b> 円 | ○自動車(新車)小売業                                                             | 平成19年12月 2日 |

**適用除外** ただし、次に掲げる者は(2)の産業別最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

★最低賃金に算入されない賃金 ①精皆動手当、通動手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金  
③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等

#### 最低賃金に関するお問い合わせは

沖縄労働局 賃金室〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 電話(098)868-8033 沖縄労働基準監督署 電話(098)982-1263 名護労働基準監督署 電話(0980)52-2691 宮古労働基準監督署 電話(0980)72-2303 八重山労働基準監督署 電話(0980)82-2344

### 財団法人 交通遺児育成基金(国土交通省所管)

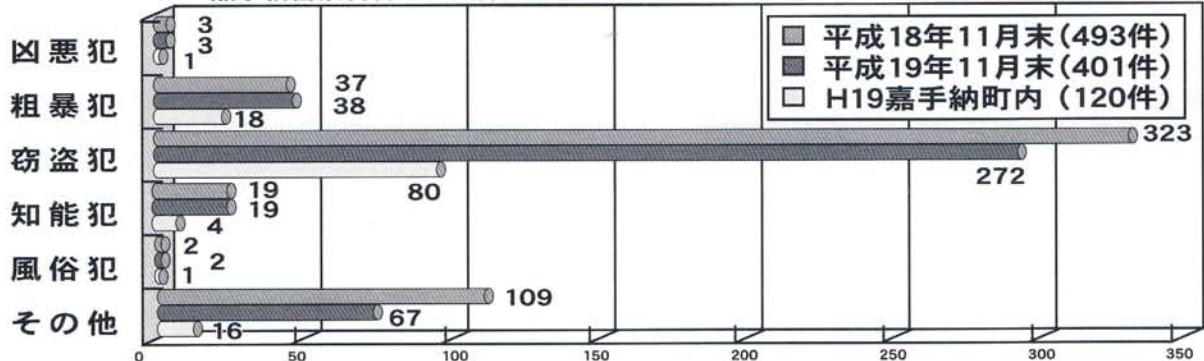
|                       |                                                                                                                                                                         |         |              |              |         |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------|--------------|---------|
| 制 度<br>概 要            | 交通遺児(満13歳未満)が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入しますと、この資金に国、民間からの援助金を加えて、安全・確実な運用をし、交通遺児が満19歳に達するまで、3ヶ月ごとにまとめて育成給付金を給付します。(年金方式)                                                      |         |              |              |         |
|                       |                                                                                                                                                                         |         |              |              |         |
| 拠出金<br>(加入時)          | 0~4歳                                                                                                                                                                    | 5歳      | 6歳           | 7~8歳         | 9歳      |
|                       | 700万円                                                                                                                                                                   | 665万円   | 630万円        | 595万円        | 560万円   |
|                       | 10歳                                                                                                                                                                     | 11歳     | 12歳~12歳6ヶ月未満 | 12歳6ヶ月~13歳未満 |         |
|                       | 525万円                                                                                                                                                                   | 485万円   | 455万円        | 430万円        |         |
| 育 成<br>給 付 金<br>(月 額) | 0~5歳                                                                                                                                                                    | 6~8歳    | 9~11歳        | 12~14歳       | 15~18歳  |
|                       | 32,000円                                                                                                                                                                 | 40,000円 | 45,000円      | 55,000円      | 70,000円 |
| 給 付 金<br>総 額          | 加入時年齢                                                                                                                                                                   | 0~2歳    | 受取総額         | 1,070~990万円  |         |
|                       |                                                                                                                                                                         | 3~5歳    |              | 950~870万円    |         |
| そ の 他<br>給 付          |                                                                                                                                                                         | 6~8歳    |              | 840~740万円    |         |
|                       |                                                                                                                                                                         | 9~10歳   |              | 690~640万円    |         |
|                       |                                                                                                                                                                         | 11~12歳  |              | 580~500万円    |         |
| 問 い 合<br>わ せ 先        | 育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。                                                                                                                   |         |              |              |         |
|                       |                                                                                                                                                                         |         |              |              |         |
| 問 い 合<br>わ せ 先        | 加入者が満6歳、満12歳および満15歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ3万5千円(加入者が19歳に達し、育成給付金の支給が完了するときには、完了給付金2万円)を支給します。                                                                |         |              |              |         |
|                       |                                                                                                                                                                         |         |              |              |         |
| 問 い 合<br>わ せ 先        | 財団法人 交通遺児育成基金                                                                                                                                                           |         |              |              |         |
|                       | 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3 紅谷ビル9階<br>フリーダイヤル 0120-16-3611<br>TEL: (03) 5212-4511 FAX: (03) 5212-4512<br>E-mail: info@kotsuiji.or.jp<br>ホームページURL: http://www.kotsuiji.or.jp |         |              |              |         |



# 事件事故防止について

昨年中は、例年に比べ犯罪の発生が減少しました。これは、地域によるパトロールや見守り活動が犯罪抑止につながったものと思います。本年もご協力をよろしくお願いします。

嘉手納警察署管内の犯罪発生状況(11月末暫定値)



## 盗難に気をつけましょう

- 1 外出時は必ずカギをかけよう
- 2 車両を離れるときもカギかけ
- 3 車内に貴重品は絶対置かない
- 4 自転車はツーロック

嘉手納警察署・嘉手納地区防犯協会

## おきなわアジェンダ21 県民環境フェア in うるま

県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境保全に向けて主体的に取り組む契機とすることを目的に、県民環境フェアを開催します。子供から大人まで、県民が楽しく参加・体験できるイベントです。

- 開催期日:平成20年1月27日(日)9:30~16:30
- 開催場所:うるま市本庁舎市民広場
- 実施内容:フリーマーケット、花や野菜、食品展示即売、ステージイベント等
- 問い合わせ先:沖縄県地球温暖化防止活動センター  
(財)沖縄県公衆衛生協会内  
TEL098-945-2686

## 1月10日は「110番の日」

- 緊急時 頼れるあなたの 110番
- 安心の警察相談 #9110

110番は、事件、事故等の緊急時の警察への通報手段として地域の方々に広く利用されているところですが、その中には、いたずら電話や緊急性のない電話も少なくありません。

地域の安全を守る110番です。  
いたずら電話はやめましょう。  
各種相談や問い合わせは嘉手納警察署へお気軽にお電話下さい。



嘉手納警察署  
連絡先 956-0110

## 平成19年度のリサイクル事業の受付日をお知らせします。 FRP船リサイクルシステム 受付開始のお知らせ

- 「登録販売店」における受付期間  
平成19年10月1日(月) ~ 平成20年2月4日(月)
  - 「指定引取場所」への搬入期間  
平成20年2月12日(火) ~ 平成20年2月19日(火)
  - 「指定引取場所」での解体期間  
平成20年2月19日(火) ~ 平成20年2月20日(水)
- 詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。  
FRP船リサイクルセンター (社団法人 日本舟艇工業会 内)  
東京都中央区銀座2-5-1 浅野ビル6階  
電話:03-3567-6929(専用) ファックス:03-3567-0635  
FRP船リサイクル 検索
- ホームページ ▶ <http://www.marine-jbia.or.jp/>

## 理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店のお店選びはSマーク登録店で!

標準営業約款(Sマーク) Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。  
このSマークを店頭に表示しているお店なら安全、清潔、安心が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。



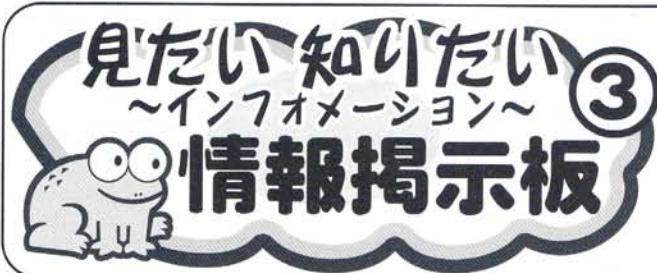
厚生労働大臣認可

(財)沖縄県生活営業指導センター 電話 098-891-8960

## お詫びと訂正

12月号11ページ町有財産の現在高(平成19年9月末現在)中、④基金の額に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。  
(誤)【4,016,629千円】 ⇒ (正)【4,405,537千円】





### いもっち君を探せの答え

弱丁足ー\610\*

弱丁足ー\910\*

弱丁足ー\800\*

弱中足ー\200\*

弱上足ー\900\*

## 募 集

### みんなの大学！！ 放送大学4月入学生募集

#### ○ 募集学生の種類

##### ー教養学部ー

科目履修生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）

選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）

全科履修生（4年以上在学し、学士の学位の習得を目指す）

##### ー大学院ー

修士科目生（6ヶ月在学し、希望する科目を履修）

修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

#### ○ 受付期間

平成19年12月15日（土）～平成20年2月29日（金）

資料請求（無料）・お問い合わせ先

放送大学沖縄学習センター TEL (098) 895-5952

<http://www.u-air.ac.jp>

### NHK学園 平成20年度 入学生・受講者募集中！

#### ■ 募集内容期間

高等学校 普通科 2008年2月1日～4月20日

専攻科 社会福祉コース

一次募集 2007年12月20日～2008年1月21日

二次募集 2008年 2月20日～3月17日

社会福祉士養成課程

一次募集 2007年12月1日～2008年1月23日

二次募集 2008年 2月1日～3月5日

生涯学習通信講座 通年申込受付

#### ■ お問い合わせ先

NHK学園 ☎042-572-3151（代表）

案内書請求フリーダイヤル 0120-06-8881

### 入居者募集！

平成19年12月21日現在

#### 嘉手納町民住宅

（マルチメディアセンター隣）随時受付

| 間取り  | 家賃      | 空室 |
|------|---------|----|
| 2LDK | 47,000円 | 2室 |

#### ロータリー2号館住宅 随時受付

| 間取り  | 家賃      | 空室 |
|------|---------|----|
| 2LDK | 38,700円 | 3室 |
| 1DK  | 19,000円 | 1室 |

（専用駐車場はありません。）

#### ◎お問い合わせ先

嘉手納町役場 再開発推進課 TEL 956-2222

### マルチメディアセンター講習会 ー2月（各定員10名）ー

#### ○Power Point講座

（2時間×6回：テキスト料¥2,100円）

月・水・金曜日

19時～21時（4、6、8、11、13、15日）

#### ○Excel講座

（2時間×6回：テキスト料¥2,100円）

月・水・金曜日

19時～21時（18、20、22、25、27、29日）

お問合せ先 嘉手納町マルチメディアセンター

TEL 956-1140 FAX 956-1145

## 試 験

### 危険物取扱者試験

\* 試験日時：平成20年3月9日（日） 午前10時開始

\* 試験の種類：甲 種、乙種（第1～6類）、丙 種

\* 受験願書受付期間：平成20年1月25日（金）～2月1日（金）

\* 受験案内書配布先：各消防本部、宮古支庁総務観光振興課、

消防試験研究センター

#### 《 お問合せ先 》

（財）消防試験研究センター沖縄県支部

〒900-0025

那覇市壺川3-2-6 壺川ビル2階

TEL.098-855-7101



平成20年度 町立保育所・子育て支援センター・学童保育の入所申込みは、1月28日まで！

# 町民カレンダー

ひと 未来かがやく交流のまち かでな

2008年2月

| 日  | 曜日 | 行 事 名           | 開 催 時 間         | 開 催 場 所       |
|----|----|-----------------|-----------------|---------------|
| 1  | 金  |                 |                 |               |
| 2  | 土  |                 |                 |               |
| 3  | 日  |                 |                 |               |
| 4  | 月  |                 |                 |               |
| 5  | 火  | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 中央区コミュニティセンター |
|    |    | 手話奉仕員養成講座       | 午後 2:00～ 4:00   | 総合福祉センター      |
| 6  | 水  |                 |                 |               |
| 7  | 木  | 総合健康相談          | 午前 9:00～11:30   | 役場保健師室        |
|    |    | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 総合福祉センター 4階   |
| 8  | 金  |                 |                 |               |
| 9  | 土  |                 |                 |               |
| 10 | 日  |                 |                 |               |
| 11 | 月  | 建国記念日           |                 |               |
| 12 | 火  | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 中央区コミュニティセンター |
|    |    | こうのとりのり(安産学級)   | 午後 1:30受付       | 嘉手納町中央公民館3階   |
|    |    | 中央区あしびなあ        | 午前10:00～午後1:00  | 中央区コミュニティセンター |
|    |    | 南区かりゆし会         | 午前10:00～午後1:00  | 南区コミュニティセンター  |
|    |    | 手話奉仕員養成講座       | 午後 2:00～午後4:00  | 総合福祉センター      |
|    |    | 各区ゲートボール親善交流会   | 午前10:00～午後2:00  | 野國總管GB場       |
| 13 | 水  | 東区がんじゅう会        |                 |               |
| 14 | 木  | 総合健康相談          | 午前 9:00～11:30   | 役場保健師室        |
|    |    | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 総合福祉センター 4階   |
|    |    | 北区百の会           | 午前10:00～午後1:00  | 北区コミュニティセンター  |
| 15 | 金  |                 |                 |               |
| 16 | 土  | 乳幼児一般健診         | 午後 1:00～2:00受付  | 総合福祉センター4階    |
| 17 | 日  |                 |                 |               |
| 18 | 月  |                 |                 |               |
| 19 | 火  | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 中央区コミュニティセンター |
|    |    | こうのとりのり(安産学級)   | 午前10:00～午後2:00  | 嘉手納町中央公民館3階   |
|    |    | 西浜区ことぶきの会       | 午後 2:00～ 4:00   | 西浜区コミュニティセンター |
|    |    | 手話奉仕員養成講座       | 午後 2:00～ 4:00   | 総合福祉センター      |
| 20 | 水  | 3歳児健診           | 午後 1:00～ 2:00受付 | 総合福祉センター3階    |
|    |    | 西区ゆんだの会         | 午前10:00～午後1:00  | 西区コミュニティセンター  |
| 21 | 木  | 総合健康相談          | 午前 9:00～ 11:30  | 役場保健師室        |
|    |    | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 総合福祉センター 4階   |
| 22 | 金  | 東区がんじゅう会        | 午前10:00～午後1:00  | 東区コミュニティセンター  |
| 23 | 土  |                 |                 |               |
| 24 | 日  |                 |                 |               |
| 25 | 月  | 中央区あしびなあ        | 午後 2:00～ 4:00   | 中央区コミュニティセンター |
| 26 | 火  | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 中央区コミュニティセンター |
|    |    | こうのとりのり(安産学級)   | 午後 1:30受付       | 総合福祉センター3階    |
|    |    | 各区グラウンドゴルフ親善交流会 | 午前10:00～午後2:00  | 町陸上競技場        |
|    |    | 手話奉仕員養成講座       | 午後 2:00～ 4:00   | 総合福祉センター      |
| 27 | 水  | 西区ゆんだの会         | 午後 2:00～ 4:00   | 西区コミュニティセンター  |
| 28 | 木  | 総合健康相談          | 午前 9:00～ 11:30  | 役場保健師室        |
|    |    | 操体教室            | 午前10:00～11:30   | 総合福祉センター 4階   |
|    |    | 北区百の会           | 午後 2:00～ 4:00   | 北区コミュニティセンター  |
|    |    | 南区かりゆし会         | 午後 2:00～ 4:00   | 南区コミュニティセンター  |
| 29 | 金  | カミカミ教室(離乳食実習)   | 午前10:00～午後2:00  | 嘉手納町中央公民館3階   |

- 嘉手納町役場  
☎956-1111
- 社会福祉協議会  
☎956-1177
- 嘉手納町中央公民館  
☎956-4142
- 嘉手納町商工会  
☎956-2810
- かでな振興(株)  
☎957-1414
- 防衛施設周辺整備協会  
☎956-0750
- 嘉手納警察署  
☎956-0110
- ニライ消防本部  
☎956-9914
- 東 区  
☎956-3179
- 中央区  
☎956-6223
- 北 区  
☎956-3928
- 南 区  
☎956-4688
- 西浜区  
☎956-4541
- 西 区  
☎956-4544
- 屋良小学校  
☎956-2214
- 嘉手納小学校  
☎956-2264
- 嘉手納中学校  
☎956-2263
- 嘉手納高等学校  
☎956-3336



# 熱烈歓迎

## 嘉手納町・恵安県 中学生友好交流事業

十月七日から十二日まで、嘉手納町・中国福建省恵安県中学生交流事業が実施され、団長（眞喜屋清教育長）、引率（外語塾生・伊禮 緑）引率教諭（島袋 薫）一般団員（嘉手納中学校・原みつ紀、平野麻梨加、屋比久佳代、喜瀬由季代）のメンバーで中国を訪問。甘諸伝来四〇〇年祭に引き続き行われた顕彰事業で中国福建省を訪問したことをきっかけに交流事業が決定。国際理解教育を通して、教育・文化に対する相互理解と友好親善を図ることができました。



### 幼生活発表会



平成十九年度の生活発表会が嘉手納（十二月七日）の両幼稚園で開催されました。園児達は、踊りや・手話・ソング・エイサーにオペレッタなど盛りだくさんの演目を元氣いっぱい披露。会場に詰めかけた沢山の保護者の皆さんは、カメラやビデオを片手に、温かい拍手でがんばる園児を激励しました。

# 嘉小50周年

## 農林同窓会から寄付

十一月二十日、嘉手納小学校において、沖縄県立農林学校同窓会の皆さんから嘉手納小学校創立五十周年記念事業へ寄付金の贈呈が行われました。

農林同窓生の皆さんは「農林学校の跡地が子ども達の義務教育の地になっていることがうれしい。これからも六十年・百年と未来に向かってがんばってほしい」と話してくれました。

これまでも嘉手納町に対して多額の浄財を寄付している農林同窓会の皆様に改めて感謝いたします。



## 地球について いのちについて 今、僕らができること。



十一月十二日嘉手納小学校において、日本飢餓対策機構特命大使の神田英輔さんを講師に招いての教育講演が行なわれました。講演では、分かりやすく地球と世界の困った現実（食糧問題）について話されました。児童等は約三秒に一人が飢えて命を失っている現実、その現実に関係している自分自身の現状を知り、同じ地球の命について身近に考える機会になりました。

絵本

「ゴンドールのやさしい光」のモデルになった  
神田英輔さん（日本飢餓対策機構特命大使）



## いつも ありがとう。

### ― 勤労感謝 ―

勤労感謝の日を前にし、町立幼稚園、光の子幼児学園、栄光幼稚園の園児の皆さんが、嘉手納町役場を訪問し職員を激励しました。

園児の皆さんは、歌やリズムにマーチングバンドなどを元気良く披露し、「いつもありがとう。これからもがんばってください！」と呼びかけると、職員等は笑顔と拍手で応えました。

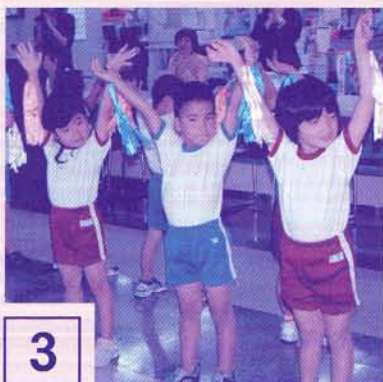
- 1 栄光幼稚園
- 2 光の子幼児学園
- 3 屋良幼稚園
- 4 嘉手納幼稚園



1



2



3



4

# するてい あしばな

嘉手納町では、各行政区でミニデイサービスが展開されています。その各区のデイサービス利用者が一同に集う『揃てい遊ばなわれらは仲間（生きがいデイサービス）交流会』が十一月十三日、中央公民館において開催されました。

参加した元気な皆さんは、保育園児によるエイサーや食事などを楽しみ、年に一度の交流の時間を過ごしました。



## かでなっ子

## フエスタ

平成十九年度『かでなっ子フエスタイバル』が十一月十七日、かでな文化センターで開催されました。

町内の子どもの発表の場であるこのイベントは、司会も子ども達で行い、個人・団体の部あわせて十九の演目（ピアノ・古典音楽・ダンス・エイサー等）が披露されました。



# ふれあい スポーツ

## 秋のスポーツ交流会

嘉手納町青少年指導員（青少年センター）と町子ども会育成連絡協議会が主催する『秋のスポーツ交流会』が、十一月二十三日に嘉手納スポーツドームで開催されました。

当日は、三百八十名の小・中学生が参加しキックベースボールを楽しんだ他、青少年指導員や保護者の作ったカレイドが振舞われ、一日をとおし地域の連帯を深めました。



## かでの おいも

第二保育所において、地産地消を意識した取り組みで、地元で作った食材（おいも）をおやつに使用。美味しいおやつに子ども達は大喜び。

地域で育てられた、安心して新鮮な食物を食材に取り入れるのは理想的で、子ども達の食育にもつながる取り組みとなります。

お当番さんからおやつがみんなに手渡されると、みんなでそろっていただきます☆



嘉中

バレー

優

勝

この程、嘉手納中学校女子バレー部が十五  
ぶりに、中頭地区中学『北ブロックバレーボー  
ル大会』で栄えある優勝を勝ち取りました。  
そして勢いにのるバレー部は、十二月八・九  
日に行なわれた『中頭地区中学新人バレーボー  
ル大会』でも強豪を退けベスト四へ進出、今大  
会で優勝を果たした美東中学校に準決勝で惜し  
くも競り負けましたが大健闘を見せました。

賞  
告  
受  
報

コンボ



十一月四日、国立沖縄工業高等専門学校を会  
場に『第八回 沖縄県中学生創造アイデアロボ  
ットコンテスト』が開催され、嘉手納中学校か  
らの出場チームがみごと入賞を果たしました。  
入賞を果たしたのは、A2部門優勝『チーム  
ハゲタカ捕獲中』・山内隆星・仲宗根悠祐・宮城  
健人、A2部門審査員賞『チーム ウォシユレ  
ット&ペーパー』・世名城盛太・並里一輝・徳里  
政守。両チームともに九州派遣を獲得。  
十一月二十二日には町役場を訪問し、真喜屋  
教育長に受賞の報告を行いました。



準 優 勝

中頭地区中体連  
新人ソフトボール

『平成十九年 中頭地区中  
体連新人ソフトボール大会』  
が十二月八・九日に開催され、  
嘉手納中学校女子ソフトボー  
ル部がみごと準優勝を果たし  
ました。  
日頃の成果を発揮した女子  
ソフトボール部のメンバーは、  
みごと決勝までこまを進め、  
相手に負けない気迫で立ち向  
かひ、惜しくも優勝は逃がし  
ましたが次へと繋がる準優勝  
を勝ち取りました。



・優秀賞 比嘉のはら ・打撃賞1位 玉泉来恵・打撃賞2位 林 小鈴

# 演芸のつどい

町婦人連合会が主催する『第十回 演芸のつどい』が十一月二十三日、かでな文化センターで開催されました。

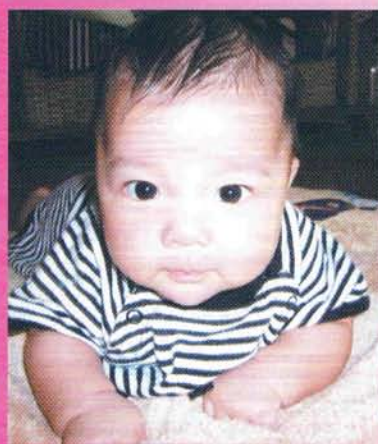
この取り組みは、組織の活性化などが目的。当日は、熱のこもった演舞をひと目見ようと町内外から多くの方が訪れ、大ハッスルの婦人の皆さんに会場を埋め尽くす観客から大きな声援が送られました。



## 文化祭

今年で十六回目を迎える『嘉手納町文化祭』が十一月十四日、展示部門のテープカットをかわきりにスタート。役場庁舎エントランスホールには、書道や写真などが展示され来場者の目をたのしませました。

十一月十八日に開催された舞台部門では、質の高い舞踊や歌・三線等が披露され、訪れた観客は嘉手納の文化部のレベルの高さをあらためて体感しました。



## ピヨピヨ写真館

こじや はると  
お名前: 古 謝 脩 斗  
生年月日: 平成19年 6月 11日

まなぶ えりな  
(父) 学 (母) 江里奈

### お子様へ一言

瑠大に負けず、もっと  
大きくな～れ! ♥

た は よう た  
お名前: 田 場 瑠 大  
生年月日: 平成19年 8月 3日

たかし ゆきの  
(父) 隆 (母) 由希野

### お子様へ一言

強くたくましく、いつも  
元気でいてね! ♥

